○国土交通省告示第三百八十三号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第百十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年二月二十一日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月十三日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第M－269号	船舶発生油等焼却設備	ＯＳＶ－1200ＳＤＡＩ	株式会社サンフレム	京都府宇治市大久保町西ノ端1番30

○国土交通省告示第三百八十四号

次の型式に係る船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づく型式承認は、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十二年一月十六日付けをもって失効したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月十三日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第1707号	作業用救命衣（膨脹式）	ＬＧ－１型	ライフガード工業株式会社	東京都墨田区錦糸一丁目14番7号
第4968号	小型船舶用救命浮輪	マリンポーチライト K型	〃	〃

○国土交通省告示第三百八十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年二月二十一日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月十三日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5033号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式）	ＴＫ－2420　型	高階救命器具株式会社	大阪府大阪市浪速区久保吉1丁目1番34号
第5034号	〃	ＴＫ－4320　型	〃	〃
第5035号	〃	ＴＫ－5320　型	〃	〃

○国土交通省告示第三百八十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年三月三日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月十三日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5038号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（固型式）	ＦＷ－100	東洋物産株式会社	東京都渋谷区神宮前一丁目17番5号

○国土交通省告示第三百八十七号

次の型式に係る海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第一項の規定に基づく型式承認は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十一年八月三十一日付けをもって失効したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止検査対象設備型式承認規則第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十三年四月十三日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第Ｐ－516号	油吸着材	ネオアタックエースワイド	愛知県蒲郡市港町13番12号
第Ｐ－519号	〃	ＴＥＲＲＡ＜テラ＞	〃

○国土交通省告示第三百八十八号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十三年二月二十一日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月十三日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4311号	救命浮器（固型式）	ＮＳ－ＦＭＵ12型	日本船具株式会社	浮力材の変更
第4312号	〃	ＮＳ－ＦＭＵ８型	〃	〃

○国土交通省告示第三百八十九号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十三年三月二十四日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月十三日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4834号	全閉囲型救命艇（自由降下式のもの）	ＦＥＬ66	株式会社信貴造船所	MSC.272(85)、MSC.274(85)への適合確認

○国土交通省告示第三百九十号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十三年三月二十三日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年四月十三日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4682号	イマーション・スーツ（その他のもの）（サイズＵ及びＬ）（低保温型）	ＣＲＥＷＳＡＶＥＲ	COSALT INTERNATIONAL LIMITED	リフティングループをＤリングから帯びもへ変更
第4774号	イマーション・スーツ（その他のもの）（浮力を有するもの）（低保温型）	ＣＲＥＷＳＡＶＥＲ Ⅱ	〃	〃